Ⅱ　会計士補

2596	戸村　一郎	死　亡	21. 9. 21
20531	鎌田　寛之	業務廃止	22. 1. 21

公認会計士開業による抹消

会計士補抹消の日　H22. 1. 21

登録番号	氏　名	登録番号	氏　名
10459	山本　泰治	11864	志村　博
13459	問山　新司	13671	髙橋佐智子
14142	稲澤　幹夫	15101	糸村　和哲
15671	遠藤　英樹	16802	渡邉　克己
17371	三宅　洋行	18762	長谷川貴之
19164	齋藤　英貴	19178	立石　浩将
19251	小嶋　博文	19421	西村満紀子
19478	池上　悟	20128	米山　伸明
20184	福島　幸恵	20939	奥野　茂
21318	俵木　啓吾	21355	前岡　大
21463	杉本紗綾香	21882	大塚　大地
22110	吉野百合香	22150	大塚　直也
22280	朝井　秀尚	22288	内田　梓
22532	菅貞秀太郎	22556	砺波　晋作
22595	松本　雄大	22617	矢原　宏文
22632	吉永　雄介	22788	髙林　真衣
22925	亀尾　友人	23050	渡辺奈緒子
23126	井上　勇規	23245	林原　正明
23253	上田　直	23292	前田　桂司
23401	三田　浩史	23452	吉川　弘憲

弁理士登録公告

平成22年１月27日に行った弁理士の登録及び抹消した者を弁理士法第27条の規定により次のとおり公告します。

登　録

月　日	登録番号	氏　名

新規登録なし

登録抹消

年月日	登録番号	氏　名	事　由
平成22年１月３日	08710	佐々木俊哲	死亡抹消
平成22年１月３日	11392	藤　文夫	〃

弁理士数　8,169名

（平成22年１月27日現在）

平成 22 年２月 15 日　日本弁理士会

職務上の氏名に関する会則等の改正規定及び新規制定規程の施行期日制定公告

職務上の氏名に関する会則等の改正規定及び新規制定規程を下の通り制定したので公告する。

平成 21 年 12 月 17 日　日本弁護士連合会

職務上の氏名に関する会則等の改正規定及び新規制定規程の施行期日を定める件

平成20年12月５日開催の臨時総会で議決された職務上の氏名に関する会則等の改正規定及び新規制定規程の次に掲げる施行期日を、いずれも、平成22年12月１日と定める。

⑴　会則中一部改正（第18条、第19条、第21条、第23条及び第25条・弁護士の職務上の氏名）の附則第１項の規定に基づく会則第18条第１項、第19条第１項第３号、第21条第１項及び第２項第２号、第23条第２項並びに第25条の改正規定の施行期日

⑵　職務上の氏名に関する規程（会規第89号）附則第１項の規定に基づく同規程の施行期日

⑶　外国特別会員基本規程（会規第25号）中一部改正（第10条、第11条、第13条及び第18条・外国法事務弁護士の職務上の氏名）の附則第１項の規定に基づく同規程第10条第３項、第11条第１項第１号、第13条第１項及び第２項第４号並びに第18条の改正規定の施行期日

⑷　外国法事務弁護士の職務上の氏名に関する規程（会規第90号）附則第１項の規定に基づく同規程の施行期日

⑸　職務上の氏名に関する規程の制定に伴う会規（外国特別会員関係を除く。）の整備に関する規程附則第１項の規定に基づく同規程の施行期日

⑹　外国法事務弁護士の職務上の氏名に関する規程の制定に伴う外国特別会員関係会規の整備に関する規程附則第１項の規定に基づく同規程の施行期日

特定侵害訴訟代理業務の付記公告

平成22年１月27日に弁理士の登録に特定侵害訴訟代理業務の付記を行った者について、弁理士法第27条の５に基づき次のとおり公告します。

付　記

月　日	登録番号	氏　名
１月27日	11374	藤原　英治
１月27日	11944	小平　哲司
１月27日	13317	曽部　真章
１月27日	13422	須山　英明
１月27日	14069	木宮　直樹
１月27日	14603	柴田　明夫
１月27日	14663	船本　康伸
１月27日	14941	安藤　雅俊
１月27日	15370	成田　浩司
１月27日	15503	境澤　正夫
１月27日	15528	井原　光雅
１月27日	15572	山下　幸彦
１月27日	15661	横田　和伸
１月27日	15664	野原　淳史
１月27日	15835	岡島　明子
１月27日	15908	宮田　敦久

特定侵害訴訟代理業務の付記を受けている弁理士総数　2,270名

（平成22年１月27日現在）

平成 22 年２月 15 日　日本弁理士会

裁決の公告

山形県弁護士会が平成21年10月13日に告知した同会所属弁護士　大江　修司　会員（登録番号19396）に対する懲戒処分（業務停止２月）について、同会員から行政不服審査法の規定による審査請求があり、本会は、平成22年１月13日、弁護士法第59条の規定により、懲戒委員会の議決に基づいて、本件審査請求を棄却する旨裁決し、この裁決は平成22年１月25日に効力を生じたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第３条第２号の規定により公告する。

平成 22 年１月 25 日　日本弁護士連合会

「日弁連ひまわり基金」支出に関する規則の一部改正

「日弁連ひまわり基金」支出に関する規則（規則第七十一号）の一部を左の通り改正したので公告する。

平成二十二年一月二十一日　日本弁護士連合会

「日弁連ひまわり基金」支出に関する規則（規則第七十一号）中一部改正

「日弁連ひまわり基金」支出に関する規則（規則第七十一号）の一部を次のように改正する。

第二条中第七号及び第七号の二を削り、第八号を第七号とし、第九号を第八号とし、第十号を第九号とする。

第三条中「、弁護士定着支援、弁護士法人支援」を削る。

第四条第一項第七号中「及び」を「又は」に改める。

第四条の二第一項第六号中「及び」を「又は」に改める。

第七条から第七条の四までを削り、第七条の五を第七条とする。

第七条の六中「供給型協力事務所」を「養成事務所」に改め、同条を第七条の二とする。

第七条の七を第七条の三とする。

第十四条及び第十四条の二を削り、第十五条を第十四条とする。

附　則

１　第二条中第七号及び第七号の二を削り、第八号を第七号とし、第九号を第八号とし、第十号を第九号とする改正規定、第三条、第四条第一項第七号及び第四条の二第一項第六号の改正規定、第七条から第七条の四までを削り、第七条の五を第七条とする改正規定、第七条の六（同条を第七条の二とする部分を含む。）の改正規定、第七条の七を第七条の三とする改正規定並びに第十四条及び第十四条の二を削り、第十五条を第十四条とする改正規定は、平成二十二年四月一日から施行する。

２　平成二十二年三月三十一日までに本会に到達した改正前の第七条から第七条の四までの規定に基づく申請に対する支出については、なお従前の例による。

特定計量器型式承認

日本電気計器検定所公告第 21―14 号

電気計器の型式について、平成22年１月28日次のように承認したので、計量法（平成４年法律第51号）第159条第４項の規定により公示する。

平成 22 年１月 28 日　日本電気計器検定所

理事長　山下　弘文